

参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和四十三年五月七日(火曜日)
午前十時四十四分開会

委員の異動

五月六日

辞任

宮崎 正雄君

八田 一朗君

船田 謙君

岡本 悟君

菅野 儀作君

佐藤 隆君

森中 守義君

大橋 和孝君

小平 芳平君

五月七日

辞任

大竹平八郎君

塩見 俊二君

竹中 恒夫君

林屋亀次郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

補欠選任

林屋亀次郎君

徳永 正利君

大竹平八郎君

竹中 恒夫君

田中 茂穂君

塩見 俊二君

野上 元君

野溝 勝君

二宮 文造君

補欠選任

田村 賢作君

高橋文五郎君

山本 利壽君

横山 フク君

青柳 秀夫君

植木 光教君

北畠 教真君

小林 章君

柴谷 要君

中尾 辰義君

青木 一男君

大谷 賢雄君

西郷吉之助君

田村 賢作君

委員の異動について御報告をいたします。昨日、宮崎正雄君、岡本悟君、八田一朗君、船田謙君、佐藤隆君、菅野儀作君、森中守義君、大橋和孝君、小平芳平君が委員を辞任され、その補欠として林屋亀次郎君、竹中恒夫君、徳永正利君、大竹平八郎君、塩見俊二君、田中茂穂君、野上元君、野溝勝君、二宮文造君がそれぞれ選任されました。また、本日、大竹平八郎君が委員を辞任され、その補欠として田村賢作君が選任されました。

○委員長(青柳秀夫君) 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、金融機関の合併及び転換に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○大蔵大臣 水田三喜男君 赤澤 正道君 二木 謙吾君 相澤 英之君 松島 五郎君 坂上長太郎君 皆川 迪夫君

○大蔵政務次官 大蔵省主計局長 自治省税務局長 常任委員会専門員

○大蔵省主計局長 大蔵省主計局長 自治省税務局長 常任委員会専門員

○自治省税務局長 自治省税務局長 常任委員会専門員

○常任委員会専門員 自治省税務局長 常任委員会専門員

○自治大臣官房参事官 自治大臣官房参事官

○大蔵大臣 水田三喜男君 赤澤 正道君 二木 謙吾君 相澤 英之君 松島 五郎君 坂上長太郎君 皆川 迪夫君

基本的な問題がこれに含まれているわけですが、これについては、あとで大臣が参りましてから質問をいたしたいと思います。

で、国の財政硬直化打開の一環としての交付税法の改正に関連しまして、四十三年度予算編成にあたって、国は、財政硬直化打開のために、交付税法の改正ばかりでなく、いろいろな面において地方財政にシワ寄せするためのいろいろとあの手この手を打ち出したわけですが、その中で実現したものもありまして、実現しなかったものもあり、今後に残されたものもあるわけです。そういう点と関連して、かなり事務的なことになるのですが、何とおきたいのは超過負担の解消計画なんです。自治省は、四十三年度予算で、地方団体の超過負担額三百二十億二千三百万円を解消する計画の内容を取りまとめたといわれているのですが、この点については前から大蔵省と自治省と共同調査をしておたわけですが、これに基いて解消計画を立てたと思うのです。この解消計画を少し具体的にその内容を伺いたい。どうも発表されたところを見ましてわれわれ合点のいかない点があるから、その上で、細かい数字に説明していただいて、その上で、細かい数字に説明していただいて、一応まず超過負担の解消計画の内容について、なるべく具体的にひとつ説明していただきたい。

○政府委員(相澤英之君) 四十三年度予算において超過負担の解消を実現いたしますために、四十三年度において、大蔵、自治及び関係各省共同の実態調査を行なったわけでございます。これは農業改良普及事業費補助金、それから、保健所運営費補助金、国民健康保険事務費補助金、国民年金市町村事務取扱い交付金、公立小中学校施設整備費補助金、公営住宅建設費補助金の六種でござ

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

いまして、この六種の補助金を選択いたしましたのは、特にこれらの補助金につきまして超過負担が多いというふうに従来いわれておったからでございます。で、これらの補助金等につきまして、地方団体の支出実績、それから、超過負担がありとせば、その原因というふうなものもつきまして、参考的ではございますけれども、全国的な調査を実施したわけでございます。それに基づきまして、自治、関係各省と協議いたしました、単価の改定等を手当てをいたしましたものと及びこれらの六種の補助金以外に超過負担の解消のために措置いたしましたものを含めまして、先ほどお話のございました三百二十億二千三百万円という超過負担の解消を四十三年度予算におきまして実施していただくわけでございます。三百二十億二千三百万円というのは事業費ベースでございます。すので、これを国費ベースに直しますと百五十三億八千六百万円ということになっております。で、この解消のための措置の具体的な内容について申し上げます、まず、一つは、補助職員給与単価の是正でございます。保健所につきましては平均一四％の引き上げ、それから、農業改良普及員、生活改良普及員につきましては平均二一％の引き上げを実施しております。なお、調査を実施いたしましたけれども、農業改良普及員等とのバランスからいたしまして、林業改良普及員につきましても平均二一・一％の引き上げを実施しております。それから、一般行政経費の単価は正といたしまして、これは調査いたしました国保の事務費につきましては、一人三百円を三百四十円というところで一・三・三％の引き上げ、それから、国民年金事務費につきましても、一人二百四十円を二百七十四円というところで一四・二％の引き上げをやっております。なお、調査対象外でございますが、警察行政費のうち、自動車の維持費につきましても、これを六％引き上げております。それから、もう一つは施設費等の単価基準の改正でございます。これは調査いたしました公立文施設整備費につきましては、鉄筋で一〇％、鉄

骨で一・三％、木造で九・六％の引き上げを実施いたしますほか、さらに構造比率につきまして、鉄筋の六五％というのを七五に引き上げております。それから、公営住宅の建築費につきましては、これも調査いたしましたけれども、鉄筋につきましては二・四％の引き上げを行ないましたが、さらに土地代につきましても、これは一〇％の引き上げを実施しております。さらに、調査をいたしませんでしたが、警察の施設費、それから、産業教育の施設費、学校給食の施設費、一般職業訓練所の施設費につきましても、それぞれ単価の引き上げを実施いたしておりますが、それらを含めまして、総額で三百二十億二千三百万円という事業費の改定となっております。先ほど最初説明された六事業分の超過負担額ですね、これは幾らですか。

○政府委員(相澤英之君) 六事業費につきまして超過負担の解消のために措置いたしました部分は二百三十七億円でございます。

○木村義八郎君 それはどういう計算になるのですか。二百三十七億になるその積算の基礎です。

○政府委員(相澤英之君) これは私先ほど申し上げましたのは、それぞれの補助金等の事項につきましての引き上げ率でございますので、実際の予算の上では、これらの引き上げ率を適用いたしました単価の引き上げ額に、それぞれ基礎となりまして、その坪数なり人員なりを乗じたものが出るわけでございますが、その乗じたものが事業費として超過負担を解消する額になる、その合計額が二百三十七億三千五百万円となるわけでございます。

○木村義八郎君 六事業分の超過負担額が四百十一億円で、国と地方団体とも同額ずつ責任があることがわかったと、この調査の結果で、このために国は三千万年に約二百億円の解消について措置すればいいということになったという発表があるわけですよ。そこで、先ほど二百三十七億と言われましたが、これはこの四百十一億の半分の二百億の三分の一に当たる七十二億、それに物価上

昇分百二十八億、それから給与改定措置の見合いが三十七億、これを入れて二百三十七億になると、こういう説明の発表があるのですよ。いまの二百三十七億自体については、これは数字は合っています、この内容については、むしろこの中で発表されているもののほうが詳しいので、そんならここで聞く必要はないのです。ですから、その内容をもっと詳しく説明してもらいたいと同時に、国と地方団体と同額ずつ負担する責任があるという、その根拠ですよ、そういうところが知りたいわけですよ。

○政府委員(相澤英之君) 六種目の補助金等につきまして実態調査を実施いたしましたのは、四十二年の支出実績についてでございます。先生お話を四百十一億円というのは、四十二年の実績についての超過負担額でございます。私が先ほど申し上げました二百三十七億円というのは、これは四十三年度の予算において措置した分の金額でございますので、その間、当然坪数とか人員の増というものによるところの伸びというものがあるわけでございます。そこで、この四百十一億円と二百三十七億円との関連でございますけれども、四百十一億円というのはいわゆる超過負担額でございます。これは支出実績と、それから、予算において支出いたしました補助金額との差でございます。しかしながら、その差のうちで、その差がそのまま超過負担になるわけではございませんで、その差額の四百十一億円のうち、たとえば国が補助対象として見ておりました坪数以上に建築している部分、たとえば小中学校について申し上げますと、一人頭何坪という基準がございます。学校の生徒数、学級数等に応じての補正もございまして、寒冷地の補正もありませんが、そういう補助の基準となっておりまして坪数をこえている部分、この部分は私どもは超過負担というふうに見ておりませんので、そういう部分等がございます。それから、また、職員の設定費につい

て言いますと、国が補助対象としております職員数以上に地方団体が置いている部分、こういう部分も国が負担すべき超過負担額というふうには考えておりません。そういうものをそれぞれ補助種目について詳細に分析いたしますと、その四百十一億の超過負担額のうち、国が措置を要する部分が百九十六億、それから、措置を要しない部分が百九十六億円というふうになったわけでありまして、この数字は、関係各省と、それから、自治省とも相談いたしまして振り分けたわけでございまして、単にその四百十一億円の差額を半分ずつ分け合ったというふうなものではございません。そこで、国が措置すべき百九十六億円というものが、四十三年度の予算になりますと、坪数の増、人員の増、その他数量の増の関係がありまして、それから、単価の改定を入れますと二百三十七億円という数字になるわけでございます。ですから、調査実績におきましては、四十二年の実績では百九十六億、四十三年度の予算ではこれが二百三十七億円というふうになったわけでございます。

○木村義八郎君 二百三十七億と、それから、最初の四十三年度の三百二十億との差ですね、これはどういう……。

○政府委員(相澤英之君) 二百三十七億円といまうのは、調査をいたしました六つの補助金等につきましての超過負担の解消措置でございます。まして、その差額は調査いたしませんけれども、これとのバランス、調査いたしました補助金とのバランスから改定を行ないました。たとえば農業改良普及員等の単価の引き上げ、あるいは産業教育、学校給食施設、そういうものの単価の引き上げ等と、それから、同様のものについては調査いたしませんでしたが、特に措置いたしました、たとえば警察官の養成費の引き上げ、自動車の維持費の引き上げというふうなものがありますから、それを含めまして三百二十億二千三百万円になるわけでございます。

○木村義八郎君 一般に四十三年度予算編成にあ

○國務大臣(赤澤正道君) 六事業について調査をしたわけでございまして、これは調査がどういう形でやられているかということ、地方団体の中に入ってよくわかつていゝるわけでございまして、数量差、単価差、また、対象差など取り上げまして、納得すくでいろいろな計算をいたしましたところ、やっぱり中には地方団体が当然持つべきところ、もあつたし、これは、この部分は国が持つべきものであるということ、を計算してみましたところ、たまたまそれが半分ずつであつたというわけなんです。で、それはまあとにかく、できるだけ地

方団体側からすれば国に持つてもらふことは望ましいことには違ひありませんけれども、しかし、いろいろなせんじ詰めてみますと、当然地方持ちであるべきものを国でというわけにもまいりませんので、これは私、地方団体と了解の上でそういう結論が出たものと考えております。

○木村藏八郎君　地方団体と話し合ひでというところですが、しかし、新聞によりますと、ほかの地方団体とどことだけお話し合ひになったか知知りませんけれども、すでに御承知と思うのですが、東京の市長会ですね、調布、武蔵野、国立、田

無、保谷の五市長、これは社会党の市長ですが、これは超過負担の実態を調査して、そうしてこれは解消の要望書を出しておるわけです。これは東京都の市長会というのがあって、そこで出しているのですね。これによりますとたいへん違うわけですよ。それは革新の立場にあるからといわれれば、それはそういうことになるかもしれませんが、けれども、しかし、半々と申ししましても、たとえれば、国民健康保険の事務費です、これは財政法によつて規定されておりますね。そこで、どうして半々になるか、これは全部国で負担しなければなら

らぬということになっているでしょう。それがどうして半々になるのか、それが必要以上に高い賃金で雇っているということなのか、あるいは基準以上の人員を雇っているというのか、私はその点はおかしいと思うんですよ。国民健康保険については、財政法上はつきりと、これは事務費につい

では国が負担するということになっておるのであって、その解釈によるでしょうが、その点を半々というように見てしまふとこれはたいへん問題だと思ふのです。それから、公立の小中学校の施設整備につきましても、たとえばこれは今度は非常に政治的な問題になるかも知れませんが、国の認めている坪数以上に坪数の多いところ、しかし、それは、たとえばその児童数等から考えて、それから、もう少し教育内容をよくしようという、どの程度がいいのかは問題になりますけれども、そこら辺は非常に解釈のしかたによつて違つてくるんじゃないですか。その点は前向きに解釈するのと同じ向きに解釈するのと、うしろ向きというのは、なるほど国の負担力、財政の面からのみ少なくしようということで、教育というもののほうに重点を置かないで、むしろ財政のほうにばかり重点を置いて考えるその点が変わつてくると思ふんですよ。そういう点、自治大臣、千億といわれておつたのが、これが二百億前後になるでしょう。これは一般的に発表されておるとたいへんに違うのです。一般の新聞なんかに発表されておるのは、それは地方公共団体が要求する額かもしれないが、一般には大体超過負担は千億というふうに常識的に見られておる。これがいまのお話ですと、大体千億というのは、これは国が千億については三年間で解消することに努力していると理解しているんですが、これが解消計画によると二百億そこそこなんです。そこで、私は非常に疑問を抱いて、いま事務局にお話を伺つたところ、それはそれだけの理由があるのですけれども、これは解釈のしかたによりまして、理解のしかたによりましてたいへん大きな違いがあります。これは政治的な一つの立場の相違にもなりましようし、これはもっと前向きに私は考えなければいけないんじゃないか。自治大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(赤澤正道君) 大蔵省がうしろ向きであつたかどうか、私どもはわかりませんけれども、少なくとも、自治省側としては非常な前向きでこれに当たりました。ということとは、超過負担の解消ということとは前からの地方団体の要望であつたわけですから、この際、何とかけりをつけたいということ、何も地方団体と協議したわけではありませんけれども、私どものほうは全国の地方団体を扱つておりますので、やはりこの地方団体のものの考え方というものは私どものほうでよくわかるわけでございます。その意向もさんしゃくいたしまして、十分前向きで検討をしたつもりでございます。ただ、団体によつていろいろな今回の解消措置についての異論もあると思ひますが、今回主として人件費についてやつた、たゞいま木村先生御指摘のとおりでございます。その他対象差などにつきましては、まだまだ検討の余地があると思ひます。しかし、全部今回かたい約束をしまして、三年以内に解消するということをお約束をしまして、言われたわけでございます。思ひます、綿密に検討すればやはり問題は残ると思ひますが、しかし、今日の段階で一番地方団体が困つておられるところだけ取り上げまして、まず第一段階としての解決をはかつた、こういうふうに考えております。

○木村福八郎君 いま自治大臣のお話によりまして、大体三カ年間で解消すべき超過負担についての四十二年度の実績の六事業についての調査をものとしまして四十三年度は措置したようですが、それは主として人件費とか、それから単価差、これが主であるといふこととおつた。そこで、数量差とか対象差については問題が残つておるといふお話ですが、問題が残つておるといふこと、今後の三カ年間で解消する超過負担額についても、おのづからまた変えざるを得ないですよ。それから、地方公共団体のいままで要望しておつた、また、要求による千億との間にどの程度差が縮まつているかわかりませんけれども、大蔵大臣に伺ひたいのは、そういういきさつでありますから、数量差とか対象差についてはまだ相当の検討の余地があるといふことなんですね。だから、それでもう決定的なものじゃないんですよ。そういう点について

は、大蔵大臣、いかがですか。今後もっと実情に即して検討すべき、考慮すべき、配慮すべきじゃないか。

それから、もう一つは、たとえば基準単価についても、それから、坪数等についても、校舎なんかについて、あるいは対象差なんかにつきましても、政府の基準と、それから実際に自治体がある場合に非常に違ひが出てきて、基準より多くなつた、基準をオーバーしている分については超過負担措置を認めないというんでしよう。地方自治体で負担する。しかし、それについては相当やはり問題があると思ふんですよ。あまり機械的にそれをやりますと、たとえば坪数をオーバーしたつて、実態を調べた場合、基準よりはオーバーしているけれども、やはり児童数とか、その教育内容の施設、いろいろおくられてる事情もあると思ふんですよ。著しく何かデラックスな校舎をつくつちやつたりしたというものについては問題だと思ひますけれども、その点もまた大蔵大臣、弾力的に考えないと、実際解消消ないというながら、実情に即して解消されないということになるんですよ、いかがですか。

○政府委員(相澤英之君) 調査いたしました六種目の補助金等につきましても、先ほど申し上げましたとおり、単価差のほかは、数量差、対象差といふものについても、それぞれ関係各省相談いたしまして、措置するを適當と認めたものを一応今回措置しているわけでございます。まだ数量差とか対象差についても問題があるんじゃないかという御質問でございますが、特に対象差という点につきましましては、これはいま例におあげになりました公立文庫施設というふうなものにつきましても、一人頭の基準坪数というものが法令によつてきまつております。それをこえる部分は、これは地方団体の単独事業として、今回は取り上げておりません。そういう点についての問題かと思ひます。この点については、確かに、教育内容とか、あるいは一般にそういう公共施設のいわば水準が上がつてくるのに伴つてその基準坪数も改定をし

なければならぬといったような時期がくるかと思ひますけれども、現状におきましては、大体文部省もすぐこれを改定する必要はないというふうな意見もございますので、その坪数の改定問題は今後の問題といたしまして、超過負担の解消措置としては、基準坪数をこえるものは、これは地方単独事業として、地方財政計画の上で単独事業費に見込んで措置するということにいたしましたわけでございます。

それから、なお、先ほど例におあげになりました国保とか国民年金につきましても、いわゆる超過負担のうちで、国がみてゐる部分が少くないじゃないかという御意見でございますが、たとえば国家公務員の給与の基準をこえて支出している分、これはやはり国の措置として支出している分、それから、国保、国民年金の事務をやつております職員も、それに専任しているというのではないというケースが多いわけでありまして、ほかの仕事といつて一緒にやつてゐる、そういう場合には、その国保とか国民年金の事務に實際どの程度の時間をさいているかということをおのづから調査してゐるわけでありまして、したがひまして、それらの職員につきましても、いわば兼任率といふものを算出して、兼任している部分は、これは国民年金、国保の仕事に要する給与ではないというところで除いております。その兼任率を出すのも、現地で関係各省立ち会ひのもとにやつておりますので、私どももいたしましては、一応そういう措置で十分ではないかというふうに考えているわけでありまして。

○木村福八郎君 この超過負担ですね、超過負担の対象となるものを一体どの程度にその範囲を考へてゐるのか、この際、はつきりしておいてもらひたい。さつき六事業について調査している、それ以外にも多少はあるということをおつたんですが、その程度の範囲なんでしょうか。

○委員長(青柳秀夫君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、塩見俊二君、竹中恒夫君が委員を辞任され、その補欠として高橋文五郎君、山本利壽君が選任されました。

○政府委員(相澤英之君) どの程度超過負担があるかという事は、実ははっきりしないので調査しているわけでありまして、その取り上げる補助金等もいろいろあります。これは今後なお自治省、関係各省と相談してまいりたいと思っておりますが、四十二年度に実施いたしましたのは、その中で特に従来から問題があるとされておった補助金でありまして、四十三年度につきましても、これに次いで問題ありとされている補助金四種類が五種類についてこれを調査しようということ、関係各省と下相談しております。そういうことでございまして、まあ特に地方団体から問題として指摘され、また、各省から要望のあるものについて新たに取上げていきたい、こういうふうに考えております。

○木村義八郎君 ずいぶんあいまいなんです、これについて地方制度調査会などに何か諮問したことがあるのですか。大体超過負担の対象となるのはどの程度ですか。

○説明員(菅川通夫君) 地方制度調査会では、特に政府のほうから諮問するという形をとりませんで、調査会自体で問題を検討して答申をするという扱い方をしております。超過負担につきましても、はかばかから議論がございましたので、去年の十二月に中間答申をいたしました際に、超過負担の解消をはかるようにという答申をいたしております。

○木村義八郎君 超過負担の範囲、内容等については。

○説明員(菅川通夫君) その点につきましては、調査会で具体的に調査をしたわけではございませんので、通常いわれている超過負担というものを頭の中に描いて答申をしたわけでございます。

○木村義八郎君 いままで大蔵省、あるいは自治省の超過負担に対する考え方を伺ったのですが、

何か自治体で理解している超過負担と、それから、大蔵省なり自治省がこの超過負担解消計画について考えている考え方との間に非常に大きな差があつて、しかも、また、この超過負担の問題は、いまだ地方財政の非常に大きな問題です。また、いまでもそうでありまして、今後ともそうであるし、特に財政硬直化問題が国の財政で大きく取り上げられてきたのですけれども、しかし、これまで地方財政の硬直化の一つの大きな原因としてこの超過負担の問題があつたわけですよ。これについて何かもっと明快に、超過負担とはこういうふうなもので、こういう範囲のものであつて、そしてこれだけ、まあ三カ年でもけっこうですが、解消するについては、これだけ解消すれば地方財政のいわゆる健全なる運営ができるのだという、そういう点についての御説明が得られないのです。何かまだ検討すべき点が非常に残つておるとかいうことなんです、基本的に、これはあとの質問とも関連してきますので、まとめて、では自治大臣から、この超過負担について、さっきのお話では、これは私非常に不十分である。それから、具体的に、これから東京都の市長会ではこれは行政訴訟を起こすとかいうこともいわれておつたのです。自治大臣は、この市長会の結論というのですか、市長会が出した結論を御存知かどうか。この結論はこういうこと、二つから成つております。補助対象事業の補助基準率と数量が実情に合うよう予算措置を講ずる、それから、学校用地などを補助対象にする、こういう二点にしようとして国に要望をするということになつておるのですが、この点についての自治大臣の御見解を、この際、伺つておきたい。

○国務大臣(赤澤正道君) 木村先生御案内のとおり、非常にいわば経済全体が変動しておる時期でございまして、たとえば事業ごとの総体の量をきめる、また、この補助基準率をきめる、こういうことをいたしたとしても、実際これを実施する地方団体側に見ますと実情に合わない場合が始終出てくるわけでございます、そのためにこの

地方財政の内容が悪くなつていきつたつあることも私は間違いない事実であると思つております。そういう際でありますので、まあとりあえずのところは、この単価差分についてはかたい約束をいたしまして、三カ年で三分の一ずつ減らして片づけていく。あと数量差、対象差、ただいま御指摘の分につきましては、なかなか一ぺんに全部というわけにまいりませんので、これは地方財政計画に何がしか計上して地方の不足分を補う、こういうふうなやり方で当座は考えていこうと思つておるわけですよ。しかし、やはり問題は、私この措置をいたしたとしてもあとに残ると思つたけれども、現在、長年問題になつておりましたこの超過負担というものを三カ年で大部分は解消しようというかたい約束までできましたので、この際、一部の団体では過去にさかのぼつて負担した分も返すべきであるといったような御意見もあるようですが、まあそこは目をつぶつていただいで、将来きちつと財政の秩序と申しますか、国と地方団体持ちといたものをはっきりした形でやつて軌道に乗せるのだから、過去の分は目をつぶつてござい

○木村義八郎君 東京都の市長会のことについて。それにつきましても、ただいま申しましたように、一部の地方団体が訴訟をだしたと云々ということもあるわけですが、この際はごしんぼう願つて、われわれも前向きで全面的に解決をはかろうとしていくわけでありまして、それに御期待願いたいというのを言つておるわけでございます。ただいまちょっと御指摘のありました学校用地などは、とにかく過密地域あたりでは刻々に地価がべらぼうな値段に騰貴するわけですから、実際学校をつくるということになりますと、まず用地のことで行き詰まつてしま

まう。実際建てようとするれば、そこにたいへんな用地費を負担しなければならぬという問題が起こる。もちろん補助にはそういうものは伴わないわけでございますので、事実地方団体が迷惑しております。しかし、これは学校用地の場合には自治省だけの問題ではございませんし、これは関係各省ともよく相談をして、こういう文教施設などの早急完備のために、やはりそういう隘路は何かの形で解決していかねばならぬというふうに考えております。

○木村義八郎君 これはまあ行政訴訟を起こすかどうかという問題になつておると思つたので、すけれども、東京市長会あたりの主張は、地財法に違反してゐるのではないかと、これが一つあるわけですね。当然国が負担すべきものが負担されてない、ここに一つ問題があるわけですが、その地財法との関係についてはどう考えますか。

○国務大臣(赤澤正道君) ここで地財法違反と申すに言いたい気持ちがあつても、私がきめてつけて言う筋合いのものでもありませんし、ですから、法律論争になりますから、やはり実情もいろいろ複雑でございますから、問題は残ろうかと思つた。ただ、私が申し上げることは、まあまあいろいろ御不満もあるであろうけれども、将来国と地方との財政秩序というものを確立しなければならぬというかたい決意でいまこれだけのことをやつておるわけでありまして、まあ行政訴訟などという訴訟などはお控え願いたいということをやつておる、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○木村義八郎君 それは政府のほうはそれでいいと思つたので、やっぱり住民の側になれば、憲法なり、あるいは地方財政法で定めてある民主主義的な規定があるわけですよ。それに違反してゐるということになれば、当然これは権利があるんです。それをまた主張しなければならぬと思つたのですが、まあこの点は、実際に行政訴訟を起こしてみれば判決を見ればいいのであつて、この点は議論になりますから、次の質問に移ります。

それは、自治大臣が、せっかくいま政府が国の財政と地方財政との関連において総合的な財政秩序を確立したいと、この点は健全な運営をしていきたいという決意をもって臨んでいるのだから、さんぼうしてくれというお話があった。おそらくまあそういう考え方の一環としてこの交付税及び譲与税の法律の改正案が出てきていると思うのです。

そこで、大蔵大臣のほうにまず伺いたいのですが、この法案が出てきたその背景に、国のいわゆる財政硬直化打開にあたりまして、地方交付税というものが財政硬直化の非常な大きな要因になっているという立場に大蔵省は立っているわけですか。これは交付税そのものの性質の問題にも関連してくるわけでして、そこで、大蔵大臣に伺いたいのですが、前に大蔵省が出した資料によりますと、財政硬直化の原因として、当然増、義務的経費が毎年約一〇％くらいこのままでは増加していく、そのうち、地方交付税交付金の増加率は三・一％を占めている。この当然増の約一〇％のうち、一番大きな比率を占めていると大蔵省は説明しているわけですよ。ところが、人件費二・二％、社会保障費一・七％となっている。そこで、これに基づいて四十三年度予算編成過程において、大蔵省は三二％の交付税率を大体三〇％程度にこれを削減してほしいという要求を出したり、あるいは四百八十二億のいわゆる出せ払いですが、つまり四十年年度の交付税の超過分の返済ですね、これを求めたり、いろいろしたわけですよ。で、大蔵省はほんとうに地方交付税というものが財政硬直化の大きな要素になっていると、そういうふうにお考えになつて、そして財政硬直化対策としては地方財政にしろ寄附する、交付税率を減らしていく、あるいは交付税以外の補助金にしましても、その他いろいろの面において地方財政は困っていないという名目のもとに地方財政にしろ寄附しようとしているのです。それがもうはっきり出てきているわけですよ。そこで、大蔵大臣に伺いたいのですが、そんなに地方財政というものは

財政硬直化の大きな要素になっているのか、この点をお伺いしたいのです。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ硬直化の原因というものはたくさんございしますが、交付税というもの、いまの形の交付税はやはり硬直化の一つの原因には私はなつておると思ひます。と申しますのは、これにはいろいろ根本的な問題があると思ひますが、御承知のように、交付税というものは最初非常に低い率でございましたが、年々これが上がつてきている。ことに経済の短期的ないろいろな変動によつてこの率を変えておる。で、地方財政の悪いときには上げるという措置をとること、これはもう率を固定させて、悪いときは上げるが、いいときの調節の方法はないというふうな形でこの交付税というものを運営されるというところはどうかという問題が、やはり国の財政と関連して私は出てきているというふうな考えです。ですから、これが硬直化の原因だから、これはいいけないとか何とかいうのじゃなくて、そういう事情で率が上がつてきているものでございしますから、私は、これを中心として国の経済と地方の経済との円滑な調整をとるような短期的な調整措置というふうな制度がこれに加つておるといふふうな運営がされることが望ましいんじゃないか。今後そういうふうなことをこらすことによつてこの地方交付税の提起しているいろいろな問題を円滑に解決していく方法というものは、考え方によつては幾らでもあるというふうな考へておられます。で、今回の措置も、やはりそういう方向への一つの私どもも考え方だといふふうな考へます。

○木村義八郎君 短期的な調整ですか、それはどういふことですか、具体的には。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ交付税の税率というふうなものは、実際問題としては恒久的なものになつていく。しかし、何でそういう恒久的なもの

ものになつていくかという原因は、この経済の短期的ないろいろな問題からきています。好景気、不景気というふうなものはいましばらく繰り返してまいりますし、その短期的な経済の事情によつてそのつどぐあいの悪いときに率を上げるというふうなことをやつておつて、いいときに下げるといふことにやつておつておられるので、この短期的な経済に即応した措置として、一方は長期的な制度にこいういふものをしてしまふことになつておりますので、その間の調節といふことが、何かそこにくふうがこらされて、やはりこれをかりに変えなくても、経済の好況、不況という、これによつて地方財政のこうむる影響が非常に大きいのですから、そのつど短期的な調整措置というものが国と地方の間にとられるということがあれば、少しもこの制度は国の財政の硬直化の原因として云々さるべきものではない、この救済方法というものは私はいろいろ考えられるんじゃないかといふふうな考へます。

○木村義八郎君 これは単に交付税だけではなくて、地方財政と国の財政との関連を考へる場合に、まだ税制全般の問題もあるわけですね。特に国の税制と地方税制、地方税制につきましても、あとになつてきて、シャウプ勧告当時と最近とでは府県市町村との間に税収について非常に大きな変化が出てきております。シャウプ勧告の当初、市町村に重点を置いて考へたのが、逆に、今度は市町村のほうの税収が確保できなくて、府県はの税収がむしろ確保できて、あのシャウプ税制当時と逆になつていく、そういう問題ももちろんあるわけですよ。しかし、大蔵省が四十三年度予算の編成にあつて、国の財政硬直化を打開する一つの方法としてこの交付税問題を考へる場合に、これはもつと私は基本的に、交付税とは何ぞやといふ、その本質論にまでさかのぼつて検討されたかどうか、そこが私は非常に問題だと思ひます。交付税は、いま大蔵大臣のお話によると、何か国家財政の都合によつて変更できるような、また、変更すべきかのような考へですが、だから交付税と

いうものは国の財政に帰属するものであつて、まづ国が取り上げて、国家財政の都合によつて決定できる、あるいは地方財政には財政的余裕があるから、国家財政が困つたときは、この法案のように、四百五十億に貸し上げる、こういう便宜主義的に考へてよいものかどうか。これは自治大臣、地方制度調査会の答申もあるわけですよ。この答申は自治大臣は尊重されているわけですか。自治大臣のお考えと、それから、地方制度調査会ではこの交付税の本質についてどういふふうな考へて答申されているか、この点をひとつお答え願ひたい。

○国務大臣(赤澤正道君) 大蔵大臣と私は、究極は考へ方一つであると思ひますが、私は地方団体のほうを代表しておりますし、大蔵大臣は国全体の財政の責任者ですから、私は、国の財政というものは、究極は住民の福祉のために全部使わなければならない。ところが、地方団体のほうでは、もう最近たいへんな行政需要が出てきていることは御存じのとおりですが、なかなかそれをまかなない切れないから、税の再配分の形でこの交付税というものはできておりますが、一方、やはり財政全般から考へれば、防衛の問題もありまして、また、景気調節の問題もありまして、それから、大蔵大臣は大蔵大臣としていろいろ御考慮なさることは、それは間接的にはやはり住民福祉につながると思ひます。しかし、自治大臣の立場からしますならば、まず法人側で納めるものであれば、住民が納めるものであれば、国の財源としての税金というものは、これはやはり日本人としての自然人が国に納められるものには違ひないわけですよ。だから、私は、どっちが取り上げるというところではなくて、まず自治大臣としては、住民福祉のためのこの地方の行政需要というものを充足してもらいたい、全部一ぺんにというわけにはまいりませんが、三二％でいましんぼうはしておられるけれども、これを硬直化の原因であるから少しでも減らそうなどということはもつてのほかであつて、私どもとすれば、やはり多少でもこのワツを

広げて、やっぱり住民の福祉に直接関係のある地方税源というものを確保しなければならぬ、こういう考え方に立っております。しかし、この問題は、まあ長年大蔵省と自治省とはいろいろ議論をしておるところであります、地方制度調査会でも、やはりそういう見解のもとに、この交付税三三〇というものは国の財政硬直化の原因と考えるべきものではないということをはっきりと打ち出しております。

○木村福八郎君 大蔵大臣、いま自治大臣がはっきり、地方制度調査会の意見もあり、交付税が財政硬直化の原因であると考えざるべきではないと言われたが、そういうものではないのですよ、交付税というものは、いまそういうふうにはつきりと言われたわけですよ。大蔵大臣は、さつき、これはやはり硬直化の原因であるということをはっきり言われたわけですよ。そこに意見の違いがあるのですが。

○国務大臣(水田三喜男君) いや、根本的にはあまり違わないと思っております。で、地方交付税は、要するに、国と地方との財政のやり調整資金でありますので、この率が幾らであるべきかというふうなものについての特別の基準があるわけじゃなくて、いままで順々に積み上げてきた基準が、いまの基準ということになっております。で、根本的にこれを合理的にきめようとするのだったら、いま言われましたように、まず中央、地方の事務の再配分から出発して、そうして財源の再配分をどういうふうにするかという根本的な中央、地方のそういうものは、はっきり確立されるのだったら、そこでやはり交付税というものが必要だということでしたら、交付税率はどのくらいがいいかというものが出てくると思っております、いまそういう形で定められているものではございません。したがって、いまの国の財政をいいますと、五兆幾らの歳入があるといっても、まず地方交付税で一兆一千億近いものが地方へ出る。それから、今度は補助金として一兆五千億の金が地方へ出るということになりますと、もう二兆六

千億という金額は、これは地方の経費でございまして、国固有の経費というものは三兆幾らかであるということになっておりますが、この傾向はますます大きく差が開いてきて、国の予算といつても、ほとんど過半数が将来地方財政の経費になるというふうな傾向を示しておりますので、したがって、国と地方の経費の調節作用をするの交付税というもののあり方について、財政じゃなくて、経済の動向によって、たとえば不景気のときに地方財政が困るといふときには地方財政を国が助けなければいけません、あるいは地方財政に余裕が出てきた、好況というふうなときにはまた別の方法がとられていこうと思うのですが、もしそうだとするならば、一定の基準の交付税率というものを置いて、あと臨時の短期的のいろいろな経済動向に対処するしかたは、国が多く交付したり、あるいは少なくしたりするようない、何か臨時にこれを調整する措置ができれば、そのほうが私は合理的ではないかと思うのですが、いままではそういうじゃなくて、悪いときにはほかの形で地方財政を助けないで、交付税率を上げるという形で助ける、これはもう下がることはない。また二、三年たつて不況がくるというときには、またそのときに交付税率を上げる、こういう形で中央、地方の調節をとってきたというやり方、いままではやむを得なかったと思っておりますが、今後やはりそういうやり方を調停制度というふうなものでは考えられないかというのを私の考え方ではございまして、別にこちらと自治大臣との考え方の食い違いではないと思っております。

○木村福八郎君 それはお話を聞かれますよ。しかし、三三〇が硬直化の大きい原因であるかないかにつぎましては、それは硬直化の原因でないか自治省のほうでは考えているのです。地方制度調査会でも考えているのです。それはいまの交付税の前は、御承知のように、平衡交付金制度がありまして、あのときには基準財政需要と基準財政収入の差額を国がみる、原則としてですよ。実際に

は押えておりましたけれども、あの当時は現実にはそうだったのです。あのままあれをやっておりますら、それは地方財政需要というのはいくらでも大きくなってきているのであって、ですから、三二〇ではとうていそれは足りるのではないかと思うのです。それはさつき自治大臣が言われた、三二〇で押えられちゃったとんでもない、こういう議論になってくるのです。前、平衡交付金制度のあの趣旨から言えね、地方住民の福祉を守るのが民主主義の基本だと思ふのです。しかし、平衡交付金制度そのままでやたらとどんどんふくらむから、これに一定のワケをはめたのでしよう。三三〇というワケをはめたのです。だから、三三〇が大蔵大臣の言うように財政硬直化の原因になっているというより、むしろ押えたのですよ、あれは。前は野放しなんですから押えたのじゃないので、ただ政治力によって一般会計で一応先に平衡交付金を組んでしまつて、そうして地方財政に右ならえさしていたのですから。しかし、それには非常に矛盾があるけれども、制度的には野放しですよ。それを交付金制度にして三三〇何と押えたのですから、これが硬直化の原因と

やらないかです。いまあの内容がいかに悪いかは別にして、答申がすでもう出ておるのです。それで、いつでも議論が煮詰まってくると、結局国と地方の事務の再配分、これが根本なんだ、これをやらなければ根本的に問題は解決しない、いと言つて逃げちゃうのです。だから、一番議論が煮詰まった事務の再配分ということにつぎまして答申が行なわれているのですから、それをつやるか、どういう方法でやるか、それをもっとはつきりさしていただきたいのです。そうしないです、この交付税の四百五十億を四十三年度で三カ年年度で貸していいか悪い議論しても、あまり実のない議論ではないかと思うのです。その点どうされるのですか、すでに答申が出ていますから。

○国務大臣(赤澤正道君) 何も行政事務の再配分を口実に使つておるわけではございませんので、自治省といつても着々やります。また、この六月には、思い切つた行政改革も、主として地方団体をやると思つておりますが、ただ、地方団体だけでやる行政改革の面は意外に少ない。やはり法令その他補助金政策によって国と非常に入り組んでおるわけでございます。ここらで解決いたしませんとかなかなかのことが進まない。それには、もう関係各省と申しま

すか、自治省側としてはほかの省がみんな敵みたいなことになってしまふものだから、なかなか思うとおりに進まないで困つておるわけでございます。まあしかし、やっぱりこの税源の再配分と申しまして、行政事務そのもの、行政機構そのものがやっぱり整理されませんといけません。いま進みかけておりますので、この際、何がしか前進をしなければならぬというつもりでいま取り組んでおる最中でございます。

○木村福八郎君 大蔵大臣、いまの問題について。○国務大臣(水田三喜男君) 私はこの前この委員会でもちよつと申し上げたと思ひますが、中央、地方の事務配分といひましても、やはりここ中で

七

ので、差し引きいたしました五百三十八億円府県

税収入のほうが多いという形になっております。

御指摘のとおり、地方税収入中に占めます市町村

税と府県税のシェアは逆転をいたしております。

そこで、歳入総額中に占めます府県税なり市町村

税がどういふ推移をたどってきたかと申し上げます

と、大体いまから十年前、三十年前後から今日ま

で、府県税収入は、全収入中の二九%から三一

%、この間を上下いたしております。それに対し

まして、市町村税収入は昭和三十一年に四六%を

占めておりました。ところが、昭和四十一年には

三六%というふうに、毎年一%程度ずつ下がつて

きているわけでございます。この原因はどこにあ

るのかというところでございますが、先ほど大臣か

らも申し上げましたように、シャープ税制におき

ましては、市町村税収入は、規模の小さい団体の

収入でございますので、できるだけ収入に安定性

を持たせようというのを骨子にして構成されてお

るように思われるのでございます。そういう意味

で、固定資産税及び市町村民税を中心にして構成

をされては、御承知のとおり、評価の頭打ち等

の問題もございまして、年々構成比率が低下をし

うことには必ずしもならないのではないかと、かよ

うに考えておるわけでありまして。

そこで、問題は、今後の市町村税をどういふ

うに考えておるかという問題でございますが、こ

れも私もいろいろ検討はしておりますが、な

かなかむずかしい問題でございます。と申します

のは、市町村と一口に申しておりますが、今日

の事情は、御承知のとおり、大都市とその周辺に

異常な人口の集中がございまして、一方、農山村に

おいては人口はどんどん減っているという状態で

ございまして。そういうところに市町村税という

抽象的なことを申しますか、一律な税制を考へまし

ても、どうしても市町村に十分な財源を与えるとい

うことを考へることが不可能に近い状態になかろ

うかと思つてございまして。今回実施いたしました

住民税の減税をとつてみましても、町村の一人

当たりの課税所得が、ちょっと古い資料でござい

ますが、昭和四十一年度で二十三万円程度でござ

います。それに対して大都市が三十五万円程度で

ございまして。大都市が四十五万円程度となつて

おります。で、課税所得でございますから、控除

した後の課税される所得でございますが、それが

あろうと思つております。その場合に、いままでのよう

な、単に安定性ということだけを中心を考へず

に、やはり経済の発展、あるいは地域社会の変動

というものがある程度即応し得るような機動性を

持った収入と申しますか、そういうものを考へて

いかなければならないのではないかと。そういうも

のについて具体的にはそれではどういふ税が考へ

られるかというところでございまして、これもなか

かなかむずかしい問題でございますが、気持ちとし

てはそういうような考へ方でも今後考へていったら

どうかというところで検討いたしておる段階でござ

います。

○木村福八郎君 大蔵大臣、さっきの自治大臣に

質問いたしました、地方財政が余裕があるという

考へ方に基づいて、そして今回の地方財政にしわ

寄せさせるいろいろの措置をとつたとわれわれは

理解しているのですが、それで、また、ほかのい

ろいろな大蔵省の人の書いた本を読みました。さ

ききも自治大臣が言いました、いわゆる国が財政上

困つているときに地方自治体が援助すべきで、そ

れはいわゆる協同を保つべきだという考へ方です

ね、一体、地方財政が余裕があると考へておるの

の調査課長巨理君はこの「金融」という雑誌に、こ

れは昨年十二月号です。国と地方との間の財政関

係の調整について述べていますが、こう言ってい

るんですよ。「両者はともに公経済の担い手とし

て同じように健全であることが必要です。その点

でかつて窮乏の叫ばれていた地方財政は交付税率

の相次ぐ引上げなど国の支援もあつてその内容

を著しく改善し、たとえば公債依存度を見ても

国の約一六%に対して地方は本年度五%弱の見込

となつています。したがつてこうした両者の実情

に応じて財政面における適宜の協調支援が図られ

てよいでしょう」と、こう述べている。これが

大蔵大臣がさっき言われたことだと思つてです

ね。ところが、なるほど黒字が少しふえてきてい

るのは事実なんです。それはさっき言つたよう

に、都道府県の決算を見るとそうなんです。三

十九年が歳出規模に対する実質収支の黒字額の割

合が〇・五%、四十年〇・八%、四十一年一・二

%、これから見ると多少は好転している。しか

し、過去から見ると、昭和三十五年は三・八なん

です。三十六年が三・〇、三十七年が二・〇、三

十八年が一・二なんです。過去三十五年から

どんなに使っちゃっているんですよ。どんなに使っちゃって、そうして地方自治体のほうの剰余金を見ますと、これは三十五年が歳出に対して五・九％が、四十年三・二％で、ずっと下がってきております。大蔵大臣は、国に余裕があるときは地方自治体を助け、国が困っているときは地方自治体が助けると言っていますが、これまで国は剰余金がたくさんあったときに一体地方自治体を助けたかというのですよ。どんなに剰余金を使っちゃっているでしょう。どんなに使っちゃって、そして財政硬直化になったので、そこで地方財政にしわ寄せすると、こういうような経過になっているんですよ。大蔵大臣、形式から見ます。ですから、地方財政が好転したと言われましても、その好転の内容、状態も調査し、また、こういう、何と言ふんですかね、財政の計数によって好転したとしないとか、そういう判断を下すべきじゃないか、さつき自治大臣も言われましたが、地方行政の水準ですよ、それが住民にどれだけのサービスを与えているか、かりに黒字になっても、住宅が不足であり、それは何も仕事をしなければ黒字になるんですよ、地方自治体は。ですから、黒字になっても余裕があるとは言えないから、多少かりに赤字になっても、地方住民に十分なサービスをしてやる、住宅問題も解決する、保育所の問題、上下水道の問題、道路の問題、そういうやつぱり行政水準の内容との関連で考えるべきじゃないかと思うのですよ。その点、安易に国の財政の硬直化を地方財政にしわ寄せをするといいますが、そういう考え方であるように思うのですが、その点、大蔵大臣、どうなんですか、それがこの法律との関連で一番問題であると思うのですけれども。

○國務大臣(水田三喜男君) ただいま言いましたように、行政水準が問題でございまして、それとの関係で余裕があるかないかということが言えるので、ですから、余裕があるというふうな言い方は、私は不適当だというふうに思っております。過去において国は地方にどうしたかといふと、さつきも申しましたように、地方財政が困るときには交付税の税率を上げるといふ措置をとってきたことが一つと、それから、補助率を引き上げるというふうなことをやってきましたが、現在でいいますと、大体国民の負担の七割が実質的な地方財政、三割が国の財政というふうな、国民負担は大体七、三というふうな割合になっていると思います。ですから、そういう意味におきまして、過去において国が地方のために国の余裕をさかなかつたというふうなことは言えない。方向としては、地方のために国費の配分というものがどんどん変わって、地方に非常に重くなつてきているのが現状だといふふうに考えていいと思ひます。

○木村義八郎君 まだほかの委員の質問もあるやうでございまして、私は、最後に大蔵大臣に伺いたいのですが、これはまあ国の財政との関連で地方財政という問題になるのですが、大蔵大臣、総合予算主義をとつておつて、これはむしろ総合予算主義のほうが財政運営を硬直化させるのじゃないか、こういうふうな考へておられるのですね。さつきも、最近経済情勢が非常に激動している、そういう場合に、当初予算で予算はそっくり組んじゃつて、あとでこれを調整しないといふことになると、むしろ固定化し、硬直化してしまうのじゃないか。むしろ経済情勢の変動に応じて補正予算を組むなり、あるいは人事院の勧告に従つて補正予算を組むといふことは弾力的に運用ができる。財政法の二十九条はなぜ補正を認めたか、そういうところにあるのですよ。ですから、私は非常に問題じゃないかと思つておつたのですが、これは地方財政についてもそういう総合予算主義をとるのかどうか、これは最後に伺いたいのですが、私はそれは誤りだと思つて、財政法二十九条は何のために設けたか、その点を最後に伺つて、私の質問を終わります。その点、大蔵大臣、いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) この四十二年度におきましては、補正予算のときに私も一定の財源の見積もりをいたしましたが、やはり少し不足を来しました。補正予算で予期した税収入というものが得られなかつたといふことから見ましても、この四十三年度においては、途中でいろいろの補正要因が出てまいりまして、これに對処できる財源の増加というものは見込まれないといふのがこの時の実情でございまして、したがつて、こういう事情を前にした予算の編成というのにならざるを得ない、あらかじめ考へ得る財政需要といふものは、一応全部これを網羅して当初予算で編成するといふことをとらなかつたら、これは年度の途中においてどうにもできない問題が起るといふことでもございまして、こういう方法をとつたことでございまして、もしこの総合予算主義をとらなかつたら、本年度途中において人事院の勧告がきつたり災害が起つたりとも、これに對処する方法がない。したがつて、そういうものに對処するための予備費といふものを相当充実に当初予算に盛つておくといふ措置がやはり一番合理的じゃないかといふふうに私は考へております。

○木村義八郎君 地方財政はどうですか。

○説明員(皆川通夫君) 地方財政につきましても、国の補助事業の地域的な決定がおくれるといふような事情もございまして、総合予算をとるとは実情に合わないのではないかと。したがつて、自治省としてもそういうような指導はいたしておりません。

○野上元君 ちょっと関連質問。私は技術的な問題でちよつと二問質問したいのですが、この地方交付税の精算のやり方は、ここに説明書に書いてあるとおり、「所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の三十二相当額に過年度の精算不足額を控除又は加算すること」になつておる、こういうふうな書いてあるわけですが、四十三年度においてはこの百分の三十二に相当する額から四百五十億円を差し引いたものを地方交付税として地方自治体に与える、こういうことになるわけですね。その場合、精算といふものの基準はどういふことになるのですか。百分の三十二に相当する額から四百五十億円を差し引いた額がいわゆる精算の基準になるのですか。

○政府委員(相澤英之君) 精算いたします場合に、三税の金額が決算によつて確定いたしますが、その確定しました金額に百分の三十二を掛けて四百五十億円を引いたものと予算額との間に過不足があれば、それを四十五年度において追加し、あるいは減額する、こういうことになります。

○野上元君 四十四年度以降はまたやり方が変わるわけですね。百分の三十二に相当する額にプラス百五十億円を地方交付税として与える、こういうことになっていきますね。その場合に、法律的に解釈すれば、この法によつて算定された額が基準になつて精算されるわけですね。ところが、四十四年度以降になると百五十億円をプラスされているわけですね。そのプラスされた額はこの法による算定の基準額になるのですか、あるいは百分の三十二そのものが算定額の基準になるのですか、どちらが基準になるのですか。

○政府委員(相澤英之君) それは三税の決算額の三二％があくまで土台になりますから、四十五年度について申しますと、四十三年度の三税の税収の百分の三十二から四百五十億円を差し引いたものと、それから、四十三年度の予算額との間にかかりに百億差があつたとしますと、その百億は当然四十五年度に加えるわけですね、予算額に。それから、四十五年度の三分の一、百五十億円は四十五年度の予算に当然加える。これは四十五年度の三税の税収見込みの百分の三十二にその百五十億円を加えるといふことになるのです。ですから、それは四十五年度の交付税のベースの金額になつて、それに四十三年度の精算の結果に基づくところの交付税の増額、いまの例で申しますと百億円がさらに乗つかる、こういうことになるわけですね。

○野上元君 そうしますと、よくわからないのだけれども、皆さんおわかりかどうか。四十三年度は、一つ一つまとめて言えば、見込み税収額の百分の三十二に相当する額が、本来ならば地方交付

税として与えられるべきですね。ところが、この特別措置によって、それから四百五十億円を差し引いたものが地方交付税として与えられる。そうすると、それは四十四年度にいった場合には、その精算の基準になるものは、あくまでも法に基づいた百分の三十二相当額が精算の基準になるのか、その法に基づいた百分の三十二に相当する額から四百五十億円を引いたものが四十三年度に与えられておるわけですから、それが精算の基準になるのか、その点がはっきりしないのです。

○政府委員(相澤英之君) それは四十三年度の交付税の額は、四十三年度の三税の税収見込みの百分の三十二から四百五十億円を引いたものになっておるわけですから、四十三年度の決算の結果、三税の税収が確定するとしますと、その確定した三税の税収額に百分の三十二を掛けたものから四百五十億円を引いたものがその四十三年度のあるべき交付税の額になるわけですから、その額と、先ほど申しました予算額との間に差額が出れば、それを四十五年度予算において加減をするということになるわけですから、翌年度以降でございませう。

○須藤五郎君 先ほどから木村さんがずいぶん詳しく質問なさいましたから、私はダブル面を除外して質問を続けたい、こういうふうに考えます。しばらく質問をやりたいと思います。大臣、よくすわったままでやるから、大臣もすわったままでけっこうです。

国と地方公共団体の財政の基本原則、こういう問題で少し大臣に質問したいのですが、言うまでもなく、憲法九十二条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」、こういうふうな規定しておる。また、地方財政法第二条二項には「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそなえること、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはいない。」、こういうふうな規定しておるわけですね。さらに、地方交付税法第三条二

項でも、「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。」、こういうふうな規定しておるわけですね。法律でちゃんとこういうふうな規定されておるのですが、これらの規定が地方財政と国との関係の基本だと、こういうふうな私は理解するわけですが、大蔵大臣はどういうふうにお考えになりますか、この点は。

○國務大臣(水田三喜男君) そのように考えます。――ところが、今後成立しました地方交付税法、これでは附則六項で、四十三年度に交付する地方税の総額から四百五十億円を差し引いて、七項で、四十四年度から四十六年度の三年間に百五十億円ずつ加算すると、こういうことになっておる。いままその問題が問題になったわけですが、そうしてこれを受けて、本法案でも附則の二十二項で同様の規定をしておる。これも大臣御存じのとおりだと思つておる。これは国が条件をつけて四百五十億円減額させて、地方公共団体が当然住民のために使つていく費用を制限されたことになると私は考えるわけですが、なぜ四百五十億円減額させたのか、その根拠をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(相澤英之君) 地方交付税法の第三条第二項の「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。」という規定の趣旨は、これは毛頭今回の措置によつてもそなわてゐるわけではないのでございまして、地方団体に交付すべき交付税の総額について、今回四十三年度についてその三税の税収の百分の三十二から四百五十億円を引いたという措置をとつてゐるにすぎないわけではございませんから、その交付税を交付する際には、何らかの地方交付税法の第三条にございましておりに、条件をつけたら、その使途を制限したりしてはいないわけではございません。

○須藤五郎君 だつて、四百五十億円を差引くという条件をつけているんじゃないですか。それはあなたの言うのは少しおかしいじゃないですか。やはりこれは条件をつけたら使途を制限したりしてはいけないというところがこの第三条でいわれてゐるのですよ。ところが、四百五十億円を差引くということになるんでしょ。これはこの第三条の精神に明らかに反するんじゃないですか。四百五十億円を差引かれるということは条件でしよ。四百五十億円を自治体が引かれたら、やはり自治体の使途の問題に關係してくるんじゃないですか。

○政府委員(相澤英之君) これはあるいは交付税法の解釈でございまして、自治省から答弁したのが適当かもしれません。この使途を制限してはならないという交付税法の趣旨は、これは御案内のとおり、交付税の配分額を出す際には、各地方団体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額とを算定いたしました。その差額を交付するということになっておる。その際に、基準財政需要額の算定は、たとえば土木費について、河川費の計算は、河川の延長を測定単位として、単位費はこれこれというふうな、こまかい積算の基礎がございまして、しかしながら、そういうような基礎に乗つて算定をして配った交付税について、その交付税を、たとえば基準財政需要額の算定にあるように、河川費に幾ら使えとか、あるいは教育費に幾ら使えとか、そういうようなことを国が指示してはならぬ、言つてはならぬということに禁じてゐる趣旨でございまして、それは当然今回の措置と相矛盾するものではないと、かように存じております。

○須藤五郎君 そういう解釈もそれはできるかわかりませんが、しかし、何じやないですか、四百五十億円差引くということは、結局結果的に使途の制限や条件がつくことになってくるんじゃないですか。表面はそういうふうな条件はつけていないといつても、四百五十億円差引くといふことの結果、やはりそういう状態が起こつてくる。で、条件をつけたら使途を制限したりすることと同じ結果がこの四百五十億円を差引くといふことによつて生まれてくるんじゃないですか、どうですか。自治省の見解も聞いておきたいのです。

○説明員(皆川通夫君) 交付税法の三条の規定は、いま大蔵省のほうから御答弁がありましたように、個々の地方団体に交付する場合に、その自主性をそなへるような条件をつけたりしてはいけないといふこととございまして、総額はこの地方税法の第六条によつてきまつておるわけではございますから、その六条の特例を設けたのでありまして、三条の精神と相いれないことはないだらうと思つております。

○須藤五郎君 では、この四百五十億円減額したその根拠は、先ほどから木村さんの質問の中でもいろいろ出てきましたが、要するに、大蔵大臣は地方財政に余裕ができたんだと言わねけれども、余裕ができたようなことなんです、地方自治体としては四百五十億円差引かれて、今年の財政上非常な困難がくるというふうなことはないんですか、どうですか。

○説明員(皆川通夫君) 先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、ことしの国の置かれまして、日本国の置かれましては経済環境というふうなものにかんがみまして、まあ本来からいへばやりたい仕事はたくさんあるわけですから、他のそういった財政政策的な見地からこれを抑制していいというところで国の予算の編成方針ができてゐるわけではございまして、そういうことに対して地方団体としても全く無縁であるといふことではなからうと思ひまして、したがつて、もちろん個々の事業の中心において非常に急いでやらなければならぬもの、あるいは長期的な計画に基づいてやるもの、あるいはものについては、かなり仕事をやるという前提であっても、まあ国の公共事業が減つたというふうなことからしまして、地方団体としては今年度財政運営に困るようなことはない、かように考えております。

○須藤五郎君 自治省と大蔵省と非常に謙譲の美

財政に余裕がありますという言えな
いわけですよ。地方財政はこういう無理なこと
の上に成り立っているのです。だから、大蔵大臣も
そのことを知っておるから地方財政に余裕がある
という言えなことはおっしゃらないのだと思いま
すけれども、しかし、どうも大蔵省と自治省の見
解が少しづつづまの合点の自治大臣と大蔵大
臣の話の中に出てくる。やはり大蔵大臣の頭の中
には、地方自治はことしは四百五十億やらなくて
もちゃんとやっていけるのだという腹があたりだ
からそういうことをおっしゃるのだらうと思う。
そこで、私は、大蔵大臣に、こういう住民税がほ
んとうに妥当なものであるかどうか、こういうけ
しからぬ住民税の取り方の上今日の地方財政と
いうものが成り立っている。じゃどうしたらいい
のかということをおし大蔵大臣に、もう一ぺん
はつきり大蔵大臣の方針ですね、それを伺ってお
きたいと思うのです。

○国務大臣(水田三喜男君) いま言いましたよう
に、住民税というものと所得税の性質は違いま
すので、やはり住民税は一定地域から恩恵を受け
ている住民としての負担でございますので、これは
なるだけこの負担は軽くして、広く負担してもら
うというのがやはり住民税のあり方であるという
ふうに私は考えます。したがって、できるだけ負
担を軽くするために課税最低限というようなもの
もだんだんに上げていくことは必要だとは思
います。所得税と同じような考えで、これが
必ずしもその最低限を同一にしなければならぬと
かいうふうには私は考えていない。できるだけこ
れは住民税を納める人が少なくなるようなほうが
いいというのではなくて、むしろ住民税の性質と
いうものは、軽く広く住民が負担するということ
のほうが住民税の本旨に合うことだと思いま
す。そういう意味において、所得税と同じような
考え方をする必要はないというふうに考えており
ます。

○須藤五郎君 それは、大臣、日本の国民なら、
だれでも所得税を払って生活の困らないような、

それだけ十分の所得がほしいのです。それだけの
十分の所得があつて、物価がこんな値上がりさ
えしなければ、日本の国民は所得税を払うことは反
対しないでしょう。そうじゃなしに、所得が少な
くて、それで所得税が高いからみんな文句を言
うのです。物価が高いから文句を言うのです。住
民税だって同じことですよ。住民として住民税を払
うのがいやだということを言う人はないと思うの
です。所得と比較して非常に住民税が高いから、
だからみんな文句を言うのです。自動車の運転手
さんの文句もそこにあると思うんです、私は。そ
れを、そんなことを言うておいて、そして、大
臣、もっと住民税を払えるだけの十分の所得をよ
こせ、所得税を十分に払えるだけの所得をわれ
れに与えろといわれたらあなたはどうするのです
か。物価の値上げを何でこんなにするのだ、物価
を引き下げなさい、こういって国民が要求したら
あなたは言うて答えるのですか。一方でそんな
無責任なことを言っちゃいけませんよ。やっぱり
政治家として責任のある答弁をしなくちゃいけ
ないじゃないですか。むちゃな答弁じゃないです
か。

○国務大臣(水田三喜男君) ですから軽く広くと
言っているの、重く取れと言っているのじゃな
くて……
○須藤五郎君 大蔵大臣、もう一ぺん答えてくだ
さい。
○国務大臣(水田三喜男君) 住民税というものは
なるだけ軽く広く負担すべき税金だというふうに
考えております。

○須藤五郎君 その軽く広くということは何につ
くうですが、その軽く広くの背景には、やはり住民
がだれでもたくさん収入があるように政治をし
てからでないと、軽く広くと言ったって、いまの
運転手さんは大体月収四万から五万ですよ。そ
の人が年に七万も八万もするような住民税を取ら
れるということは、これは軽く広くということに
は当たらないわけですよ。やはり狭く重くといいま
すか、そういう形にいまなっているのです。そう

いう無理な住民税の取り方の上に今日の地方財政
が成り立っている。それをことし四百五十億大蔵
省は減額するということに私は問題があるとい
うことを言っておるのですが、この論議はこれ
切りますかね。

それから、先ほど社会党の委員の方から質問が
ありました。ことし四百五十億切つて、そして
来年から四百五十億ずつプラスしてそれを返してい
くというのですが、来年は四百五十億というのは
もう削減しないのですか。
○国務大臣(水田三喜男君) そうです。

○委員長(青柳秀夫君) 委員の異動について御報
告いたします。
本日、林屋亀次郎君が委員を辞任をされ、その
補欠として横山フク君が選任されました。

○政府委員(相澤英之君) 四百五十億の減額は四
十三年度の措置でございます。四十四年度はそれ
はございません。
○須藤五郎君 そうすると、来年は四百五十
億、かりにですと、来年も四百五十億生きますと
すると、四百五十億プラス五百五十億で六百億とい
うことになるわけですね。ことしよりも少なくとも
六百億はふえる、こういうことですね。

○政府委員(相澤英之君) それは四十三年度との
比較で申しますと、三税の税収見込みが減らない
限り、おっしゃるとおりでございます。
○須藤五郎君 そうですね。そうすると、何です
か、ことし四百五十億減らさなければならぬ理
由というのは財政硬直化にある。これは大蔵省の
方が書いていますから、そのとおりで、ここにこ
の「財政金融統計月報」に村上孝太郎君がちゃんと
書いておられます。ここにばくは赤線を引くばつて
読んでおられますが、財政硬直化の原因があるとい
うことをちゃんと書いておられるのです。これは大蔵
省の役人です。だから財政硬直化に一つの大きな
原因があるというところは確かなことだと思ふ。来
年度はそういう措置をしないで、逆に五百五十億ふ

やして、少なくともことしよりは六百億ふえるとい
うことになるんじゃないか。これはおかしいじゃ
ないですか。来年は財政硬直化が非常に好転して
いくというはつきりとした見通しのもとに立って
いるのですか、どうですか、そこを聞いておきた
い。
○国務大臣(水田三喜男君) それでは、先ほ
どから私が言っておりますように、今回の措置は
短期の年度間調整という意味を持っていますもの
であるということ。それから、なぜこういうことを
したかといふと、さっきも言いましたように
に、国と地方の財政の事態を比較いたしますと、
地方財政のほうが七の比率で、国の財政のほうが
三という、こういうことになっておりますと、国
の財政で、いわゆる財政政策——フィスカルポリ
シーというものをとるときに、七の地方財
政が全然これに同調しない、国と別の行き方を
するということになります。国と、経済調整と
しての財政政策が非常に効果が減殺されるとい
うことになりますので、そういう意味からも、さ
っきいろいろ自治省から、あなたから協力というこ
とを言われましたが、自治省も、国の今年度の国
際収支を云々というための財政政策に地方財政も
ある程度、そういう方向の協力をするという意味
をもって、この短期の年度間調整という意味を
もって本年度四百五十億を減額して、次年度にお
いて次々に三年間でこれを加えるというような措
置を両省で相談したということでございます。こ
れは硬直化のために四百五十億云々ということ
ではなくて、その意味は、やはり一つの財政政策と
いうことから考えられたものであるというふう
に御了解願いたいというふうに私は思っています。
○木村八郎君 関連。いま大蔵大臣は、今度の
四百五十億を交付税から引いて交付するという措
置は短期的な一つの調整措置と言われたが、これ
は本年度限りでやらないのですか、今後はどうな
るのですか。いまこの須藤君の質問しているの
は、財政硬直化の一番の危機は四十四年度にあ
る、こう見られての質問だったわけです。それで

早目に四十三年度に手を打たなければならぬという事で、四十三年に硬直化が強調されたわけですが、一番の重要な四十三年にきてこれをやらなくとも、こういう地方交付税のいわゆる貸し上げ措置といいますが、そうすると、今後短期的な調整というものは何でやるのですか。大蔵大臣は短期調整短期調整といわれているが、一番重大なそういう意見の調整をやらなければならぬ四十三年度でむしろ百五十億プラスになつてやうのです。そこが非常にわれわれよく理解できないので、二重に考えないと。その理解としては、四十三年度がたいへんだから四十三年に手を打つというふうな理解しているのですけれども、しかし、一番本命の四十三年度の硬直化の重大段階にきて、むしろ百五十億よけい交付税としてやらなければならぬ。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、硬直化硬直化といいますが、これは一つの財政政策でございます。その中で、もし本年度われわれが所期しているように、国際収支の均衡というものが、こういう予算編成方針によってうまくいったというふうなときには、来年度においては、こういう今年のようないきなり、問題はこの財政政策を国も地方も歩調を合わせてやっているのだという事でございまして、来年度まだ依然として国際収支が赤字で云々というふうな事態になりましたら、また来年度別個の政策を考えなければならぬかもしれませんが、いまのところ、いまの政府のやっている政策で大体国際収支の改善という事はできるといふことでしたら、来年において地方財政がことしよりも六百億円ぐらゐのものが加わるといふようなことは別に心配する事柄じゃないと思っております。

○木村義八郎君 そうしますと、今後短期調整としては、こういう貸し上げ制度というのですか、こういうものは制度的に、今後そういう事態が起きたらこういう貸し上げの制度で短期調整としてやる、こういうことなんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) それはいまそういう制度を考えてもいいじゃないかと私言つたのですが、まだそういう制度がございせん。もしそういうことをやるうとしたら、今度のような立法でやるよりほかしかたがございせん。これはなかなかむずかしいことだと思つております。現に二年前にやはりこういう問題がございましたときには短期調整という意味ではなかったかもしれませんが、国から特別に交付税に四百八十億円増額して、国から地方へ増額するという単独立法で処理した例もございまして、今回もその例にならうとされた措置でございまして、今後年中こういうことをするかどうかという事は、これはいま方針としてきめていく問題ではございせん。

○須藤五郎君 大蔵大臣、私はそういう点を心配していま質問したのです。来年度国際収支も好転すると、か、そんなこと私は甘いと思つてますよ。木村さんなんかどういふふうに考えられるか、私は甘いと思つてますよ。かりにベトナムの戦争は平和状態になるとしますね。そうすると、もうこれはベトナム特需の十五億から二十億ドル近いものがなくなつてしまふ。そうすれば国際収支に非常なマイナス面が出てくる。もちろんそれは日本の国際収支にマイナスが出たからといって、ベトナム戦争を続けるというふうなばかげたことは、これは一日も早くやめるべきことなんです、あなたの考え方は少し甘いような感じがするのですがね。

○国務大臣(水田三喜男君) いや、そうじゃなく、昭和四十三年度は財政硬直化がもっと進むだろう、そういうときに、ことしより来年のほうがもっと硬直化するといふときに、何で来年多い交付税を渡すといふようなことをするのかという御質問でございまして、硬直化という觀念からこの措置をとつておるのじゃないのだ、やはり一つの財政政策としてこういう短期調整の措置を考えておるのだというのが私の考え方です。来年度は硬直化するの何だといふのじゃなく、来年度はことしより来年よりは財政政策をと

らなくて済むかどうかという問題にこれはかかつておる。で、いまの政策が成功するのなら、来年度六百億円ぐらゐのものがことしより実質増額されるというのを別に心配する事柄じゃないといふことを言つておる。いまの政策が効果なく、来年度の国際収支ももっとたいへんだというふうな事態になつたら、これはまたその事態に対する新しい別の財政政策を来年度考えなければならぬと思つておる。そういう場合に今度のような問題が起るから起るのかといふのは、どっちにしても、立法で国会できめていただくことですから、これはいかぬといふならば政府は何を考えたつてやれないことだと思つて、かつてにわれわれがやる仕事じゃございせん。

○木村義八郎君 大蔵大臣、さつき交付税が硬直化の原因であるといふことをはつきり言われたじゃないですか。しかも、大蔵省で出している文書にはつきり一〇%の当然増の中の三・一%が交付税による当然増である、だから硬直化の原因の中で一番大きな要素であるとはつきり書いてあるのです。そのための措置じゃないですか。ところが、そうじゃないと言ふ。ほくはそうじゃないと思ふ。おかしいですよ。

○国務大臣(水田三喜男君) それはいま言つたように、経済の短期的ないろいろな動きに対して率を変えて、その率はもう変えられないといふふうな積み重ねてきたといふことは、やはり硬直化の一つの原因をなすといふことは言えるだろうと思ふ。そのことと今回の措置を結びつける必要は私はないと思ふ。今回の措置は、硬直化だから四百五十億のことし削るのだといふのじゃなく、これは短期調整の意味の措置である。これと硬直化を結びつける必要はないといふことを言つておる。

○木村義八郎君 大蔵省の出している文書ははつきり結びつけておる。これは互理君が書いておる。硬直化対策として三つのことをはつきり出しているのです。一つは、受益者負担の原則によります公共料金の引き上げによって硬直化を打開する。第二は、地方財政の調整をするということになつておる。第三が補助金の整理とか経費使用の効率化、これが第三。硬直化対策の三つを打ち出して、その中に地方財政の調整といふことがはつきり出ているのです。その一環としてこれが出ている。はつきり書いてあるじゃないですか。大蔵大臣、そこをごまかそうとしても、それはおかしいですよ。それは関係がないといつても、関係が重大ですよ。地方財政の犠牲において硬直化対策を打ち出しているといふのがこの法律の根本的な趣旨なんです。そのところをずらされたらおかしいですよ。この焦点がずれてしまふ。この法律の一番の重点、われわれが問題を審議している一番大切なのはそこなんです。国家財政の硬直化を地方財政の犠牲において行なうのがこの法律の趣旨じゃないですか。

○国務大臣(水田三喜男君) だから、硬直化のために今度のような措置をとつたのだとするなら、あなたのおっしゃるとおり、来年も硬直化の傾向があるから、来年ももっと削れといふことになるはずなんです。ところが、そうじゃなく、そういう意味で今度の措置をいたしました。硬直化とは無関係で、年度間調整を短期の調整という趣旨で今回のような措置をとるのだといふのですから、そのかわり、来年度も同じようにもつとこういう措置をとれといふのじゃなく、本年度のつた措置は、次年度において今度は増額といふことによつて対処するといふのですから、硬直化対策といふことにおいて見たら今度の措置は説明できないと思ふ。

○木村義八郎君 来年は国際収支が悪くないといふ大蔵大臣の見通しなんです。だから、そこが食い違つてくる。来年はそんなものじゃない、一番財政硬直化の本命だ、たいへんなことになる、こゝろわれわれは思つておる。大蔵大臣はそうじゃない、国際収支も好転して、来年は硬直化の本命じゃないように言われるから、そこで百五十億足してもいいといふような御答弁になるわけなんです。だから、来年はむしろ今後もっとと貸し上げ

なければならぬような状況が見通されるのだ、私ども、そうならたらこれはたいへんじゃないか、百五十億プラスするのはおかしい。プラスしないで、もっと長く長期に借り入れない方針はおかしいじゃないか、こういうふうに質問しているのです。

○須藤五郎君 だいたいこの問題で論議されましたから、まあここで私はビリオドを打ちますよ。私は、大臣、むしろこういふものを出したのは、来年以後に備えての法的措置だと、こういうふうに私は逆に考えているのですよ。今度の四百五十億の減額措置ですね、これは百五十億ずつ三年間繰り延べという、これは国の財政状態いかによって交付税の額を増減できるといふ、こういう先例をつくることに私はこの法案のねらいがある。自治省の人がおならよく聞いておいてくださいよ。あなたたち、のんきに大蔵省に協力するんだなどと言っているといふへんなことになるんですよ。もしこういう増減ができるなら、国の景気調整の協力という名目で国が地方財政を拘束し、地方団体の自主的な活動を抑圧し、地方住民の要求を抑えつけることが今後でもできるようになる。そういう意味で、地方自治破壊の新しいやり方として私どもはこれを重視しておる。こういうことを言い添えまして、私の質問を終わります。

○委員長(青柳秀夫君) 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

第五部 大蔵委員会会議録第二十一号 昭和四十三年五月七日【参議院】

正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。よって本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国税審判法案(衆)

国税審判法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国税審判庁(第三条―第十三条)

第三章 審判(第十四条―第四十八条)

第四章 罰則(第四十九条・第五十条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国税に係る行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に対する不服について、独立の国税審判庁が審判を行なうこととする制度を設け、もつて納税者の権利利益の救済を図り、あわせて税務行政の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国税」とは、国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

2 この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為でその内容が継続的性質を有するもの(以下「事実行為」という。)が含まれるものとする。

第二章 国税審判庁

(設置)

第三条 内閣総理大臣の所轄の下に、国税審判庁を置く。

(権限)

第四条 国税審判庁は、中央国税審判庁及び地方国税審判庁の二とする。

2 中央国税審判庁は、東京都に置く。

3 地方国税審判庁の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(所掌事務)

第五条 国税審判庁は、国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審判に関する事務をつかさどる。

(権限)

第六条 国税審判庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 職員任免及び賞罰を行ない、その他職員の人事を管理すること。

六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

七 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。

八 国税審判庁の公印を制定すること。

九 国税に係る行政庁の処分についての不服に

に対する審判を行なうこと。

十 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき国税審判庁に属させられた権限

(長官及び庁長)

第七条 中央国税審判庁に長官を、地方国税審判庁に庁長を置く。

2 中央国税審判庁長官は、国税審判庁審判官の経歴を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 地方国税審判庁長官は、国税審判庁審判官のうちから、内閣総理大臣が補する。

(職権の行使)

第八条 審判官(中央国税審判庁長官及び国税審判庁審判官をいう。以下同じ)は、独立してその職権を行なう。

(審判官、調査官及び事務官)

第九条 国税審判庁に、国税審判庁審判官、国税審判庁調査官及び国税審判庁事務官を置く。

2 国税審判庁調査官は、審判官の命を受けて、第五條(所掌事務)に規定する審判に関して必要な調査をつかさどる。

3 国税審判庁事務官は、上司の命を受けて、国税審判庁の事務をつかさどる。

4 国税審判庁の長が指定する国税審判庁事務官は、審判官の命を受けて、事件に関する書類の作成、保管及び送達に関する事務をつかさどる。

5 国税審判庁審判官は、国税に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(構成)

第十条 中央国税審判庁は、審判官五人をもつて構成する合議体で審判を行なう。

2 地方国税審判庁は、審判官三人をもつて構成する合議体で審判を行なう。ただし、簡易な事項に係る処分については、地方国税審判庁は、審判請求人の同意を得たときは、一人の審判官で審判を行なう。

3 第一項及び前項本文の場合においては、審判

官のうち一人を審判長とする。

4 第二項ただし書の規定により一人で審判を行なう審判官は、事件が一人の審判官で審判を行なうのに不適当であると認めるときは、同項本文に規定する合議体で審判を行なう旨の決定をすることが出来る。

(定員)

第十一条 国税審判庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十九条第一項(定員)の定員は、千七人とする。

(支部)

第十二条 地方国税審判庁の事務の一部を取り扱わせるため、その地方国税審判庁の管轄区域内に、地方国税審判庁の支部を設ける。

(政令への委任)

第十三条 国税審判庁の事務処理に関する事項は、政令で定める。

第三章 審判

(審判の請求)

第十四条 国税に係る処分(行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第四条第一項第七号(不服申立てをすることができない処分)に掲げる処分に該当するものを含まないものとする。以下この章において同じ)で国税庁長官がしたものに不服がある者は中央国税審判庁に対し、国税に係る処分で国税局長、税務署長、税関長又は国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長がしたものに不服がある者は当該国税局、税務署、税関又は国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の所在地を所轄する地方国税審判庁に対し、それぞれ、その処分があつたことを知つた日(その処分に係る通知を受けたときは、その受けた日。以下この条において同じ)の翌日から起算して一月以内に審判の請求をすることが出来る。

2 国税に係る処分で国税局長、税務署長、税関長又は国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長がしたものに不服がある者がある場合において、次の各号の一に該当するとき

は、その審判の請求は、前項、第五項及び次条第一項の規定にかかわらず、中央国税審判庁に對してしなければならない。

一 その処分が、税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が国税庁の当該職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものであるとき。

二 その不服が国家行政組織法第十四条第二項(訓令又は通達)の規定により国税庁長官が発する通達が法令に適合しないことを理由とするものであるとき。

3 国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の職員(審判官を除く)がした処分は、それぞれその処分をした職員の所属する国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の長がした処分とみなして、前二項の規定を適用する。

4 審判の請求は、国税に係る行政庁の処分(不服がある者が国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第七十六条第一項(異議申立て)若しくは第七十七条第一項(納税地異動の場合における異議申立先等)の規定による異議申立て又は同法第七十九条第一項から第三項まで(審査請求)の規定による審査請求をしたときは、することができない。

5 国税通則法第七十六条第一項の規定による税務署長に対する異議申立てについての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者がその決定を経た後の処分(不服があるときは、その者は、前項の規定にかかわらず、当該税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に對し、その決定の通知を受けた日の翌日から起算して一月以内に審判の請求をすることが出来る。ただし、同法第七十九条第三項の規定による審査請求をしたときは、この限りでない。

6 第一項又は前項の場合において、天災その他第一項又は前項の期間内に審判の請求をしなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に第一項又は前項の審判の請求をすることが出来る。

7 審判の請求は、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

8 審判請求書を郵便で提出した場合における審判の請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

9 処分をした行政庁(以下「処分庁」という)が誤つて第一項又は第五項から第七項までに規定する期間よりも長い期間を審判の請求期間として告示した場合において、その告示された期間内に審判の請求がされたときは、当該審判の請求は、それぞれ第一項又は第五項から第七項までに規定する期間内にされたものとみなす。

10 国税通則法第八章第一節(不服審査)又は行政不服審査法の規定による不服申立てについての決定又は裁決その他の処分については、第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、審判の請求をすることができない。

(納税地異動の場合における審判請求先等)

第十五条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分(督促及び滞納処分)その他の例による処分を含むものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ)があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長と前条第一項又は第五項の規定による審判の請求をする際における納税地(以下この条において「現在の納税地」という)を所轄する税務署長とが異なるときは、その審判の請求は、前条第一項又は第五項の規定にかかわらず、現在の納税地に係る税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に對してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長がしたものとみなす。

2 前項の審判の請求をする者は、審判請求書にその処分に係る税務署の名称を附記しなければならない。

ならぬ。

(審判請求後の納税地異動の場合における審判機関の特例)

第十六条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分について審判の請求がされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その審判の請求がされている地方国税審判庁と異動後の納税地に係る税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁とが異なることとなるときは、当該審判の請求がされている地方国税審判庁は、審判請求人の申立てにより、当該審判の請求に係る事件を異動後の納税地に係る税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に移送することが出来る。

2 前項の規定により審判の請求に係る事件の移送があつたときは、はじめからその移送を受けた地方国税審判庁に審判の請求がされたものとみなし、当該地方国税審判庁がその審判の請求についての裁決を行なう。

3 第一項の規定により審判の請求に係る事件を移送したときは、その移送をした地方国税審判庁は、その審判の請求に係る審判請求書及び関係書類その他の物件をその移送を受けた地方国税審判庁に送付し、かつ、その旨を審判請求人に通知しなければならない。

(審判請求の方式)

第十七条 審判の請求は、審判請求書を提出してしなければならない。

2 審判請求書は、正副二通を提出しなければならない。

(法人でない社団又は財団の審判の請求)

第十八条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審判の請求をすることが出来る。

(総代)

第十九条 多数人が共同して審判の請求をしようとするときは、三人をこえない総代を互選することが出来る。

2 共同審判請求人が総代を互選しない場合にお

いて、必要があると認めるときは、国税審判庁は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同審判請求人のために、審判の請求の取下げを除き、当該審判の請求に関する一切の行為をすることができ、

4 総代が選任されたときは、共同審判請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができ、

5 共同審判請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審判請求人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

(代理人)

第二十条 審判請求人、処分庁及び参加人(以下「事件関係人」という。)は、弁護士、税理士又は国税審判庁の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 国税審判庁は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

3 代理人は、各自、事件関係人のために、当該審判の請求に関する一切の行為をすることができ、ただし、審判の請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ、(代表者の資格の証明等)

第二十一条 代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、書面で証明しなければならぬ。

2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、前条第二項の場合を除き、審判請求人は、書面でその旨を国税審判庁に届け出なければならない。

(審判請求書の記載事項)

第二十二条 審判請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審判請求人の氏名又は名称並びに住所

二 審判の請求に係る処分

三 審判の請求に係る処分があつたことを知つ

た年月日(その処分に係る通知を受けたときは、その受けた年月日)

四 審判の請求の趣旨及び理由

五 処分庁の教示の有無及びその内容

六 審判の請求の年月日

2 審判請求人が、法人その他の団体若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審判の請求をするときは、審判請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

3 審判請求書には、審判請求人(審判請求人が法人その他の団体又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審判の請求をするときは代理人)が押印しなければならない。

(請求の却下)

第二十三条 審判の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、国税審判庁は、裁決で、これを却下しなければならない。

(補正)

第二十四条 審判の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、国税審判庁は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

2 国税審判庁は、審判請求人が前項の期間内に補正しないときは、裁決で、審判の請求を却下することができる。ただし、同項の不適法が輕微なものであるときは、この限りでない。

(管轄遷による移送)

第二十五条 審判の請求が管轄遷であるときは、国税審判庁は、すみやかに、当該審判の請求に係る事件を管轄国税審判庁に移送しなければならない。

2 第十六条第二項及び第三項(事件の移送による法律関係等)の規定は、前項の場合について準用する。

(審判請求書の副本の送達)

第二十六条 国税審判庁は、審判の請求を受理したときは、審判請求書の副本を処分庁に送達しなければならない。

(答弁書の提出等)

第二十七条 処分庁は、審判請求書の副本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を国税審判庁の指定する期日までに国税審判庁に提出しなければならない。

2 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

3 処分庁から答弁書の提出があつたときは、国税審判庁は、その副本を審判請求人に送付しなければならない。

(参加)

第二十八条 国税審判庁は、必要があると認めるときは、申立てにより、利害関係のある第三者を審判手続に参加させることができる。

2 国税審判庁は、前項の場合においては、あらかじめ当事者及び当該第三者の意見を聞かなければならない。

(審判の請求と国税の徴収との関係)

第二十九条 国税に係る行政庁の処分に対する審判の請求は、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下この条において同じ)による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、その審判の請求についての裁決があるまで、することができない。

2 国税審判庁は、必要があると認めるときは、審判請求人の申立てにより、審判の請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収又は滞納処分の続行を停止することができる。

3 国税審判庁は、審判請求人が、担保を提供し、審判の請求の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えを解除すること

を求めた場合において、相当と認めるときは、

政令で定めるところにより、処分庁に対し、その差押えをしないこと又はその差押えを解除することを命ずることができる。

4 国税審判庁は、前二項の場合においては、あらかじめ処分庁の意見を聞かなければならない。

5 国税通則法第四十九条第一号及び第三項(繰上請求の理由がある場合の納税の猶予の取消し)の規定は第二項の規定による徴収又は滞納処分の続行の停止の取消しについて、同法第五十一条第一項及び第二項(担保の変更等)の規定は第三項の規定による担保の提供があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「税務署長等」とあるのは、「国税審判庁」と読み替へるものとする。

(審理期日及び場所)

第三十条 国税審判庁は、審理期日及び場所を定め、審判請求人及び処分庁に通知しなければならない。

(審理の指揮)

第三十一条 審理期日における審理の指揮は、審判長(一人の審判官で審判を行なう場合には、審判官)が行なう。

(意見の陳述)

第三十二条 事件関係人は、審理期日に出頭して、意見を述べることができる。

(証拠提出の順序)

第三十三条 国税審判庁が処分庁の主張を合理的と認めたときは、審判の請求をした者がまず証拠の申出をし、その後処分庁が証拠の申出をするものとする。

2 処分庁は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができ、

3 審判の請求の目的となつた処分が次の各号に掲げる処分に該当するときは、前二項の規定にかかわらず、処分庁がまず証拠の申出をし、その後審判の請求をした者が証拠の申出をするものとする。

よる重加算税に係る賦課決定

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百五十条青色申告の承認の取消し又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第百二十七条(青色申告の承認の取消し)の規定による青色申告の承認の取消し

(手続の併合又は分離)

第三十四条 国税審判庁は、必要があると認めるときは、数個の審判の請求を併合し、又は併合された数個の審判の請求を分離することができ

る。

(併合審理等)

第三十五条 国税通則法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正若しくは同法第二十五条(決定)の規定による決定又は同法第三十二条第一項若しくは第二項(賦課決定)の規定による決定(以下この条において「更正決定等」という。)について審判の請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税審判庁は、申立てにより、前条の規定によるもののほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について同法第七十六条第一項(異議申立て)若しくは第七十七条第一項(納税地異動の場合における異議申立先等)の規定による異議申立て若しくは同法第七十九条第一項から第三項まで(審査請求)の規定による審査請求がされているとき、又は当該他の更正決定等についてこの法律の規定による審判の請求の裁決がされているときは、この限りでない。

2 前項の申立てがあつた場合には、国税審判庁は、当該審判の請求についての裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(審理のための処分)

第三十六条 国税審判庁は、審理を行なうため必要があるときは、事件関係人の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入り、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 国税審判庁は、審判官に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする審判官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(調書)

第三十七条 国税審判庁は、審理期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 利害関係人は、総理府令で定める手続に従い、前項の調書を開覧することができる。

(手続の受継)

第三十八条 審判請求人が審判の請求の裁決前に死亡したときは、承継人が、審判の請求の手続を受け継ぐものとする。

2 審判請求人について審判の請求の裁決前に合併があつたときは、合併後存続する法人その他の法人若しくは財団又は合併により設立された法人その他の法人若しくは財団が、審判の請求の手続を受け継ぐものとする。

3 前二項の場合には、審判の請求の手続を受け継いだ承継人又は合併後の法人その他の法人若しくは財団は、書面その旨を国税審判庁に届け出なければならぬ。この場合には、届出書には、死亡又は合併の事実を証する書面を添附

しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の法人若しくは財団にあててされた通知その他の行為が審判の請求の手続を受け継いだ承継人又は合併後の法人その他の法人若しくは財団に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審判の請求の手続を受け継いだ承継人が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審判の請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、国税審判庁の許可を得て、審判の請求の手続を受け継ぐことができる。

(審判の請求の取下)

第三十九条 審判請求人は、裁決があるまでは、いつでも審判の請求を取り下げることができる。

2 審判の請求の取下げは、書面で行なければならない。

(本案の裁決)

第四十条 審判の請求が理由がないときは、国税審判庁は、裁決で、当該審判の請求を棄却する。

2 処分(事実行為を除く。)についての審判の請求が理由があるときは、国税審判庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

3 事実行為についての審判の請求が理由があるときは、国税審判庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

4 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい損害を生ずる場合において、審判請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、国税審判庁は、裁決で、当該審判の請求を棄却することができる。この場合には、国税審判庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁決の方式)

第四十一条 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審判長及び合議に参与した審判官が、これに署名押印をしなければならない。審判長又は合議に参与した審判官が署名押印をすることができないときは、合議に参与した審判官又は審判長が、この事由を附記して署名押印をしなければならない。

(裁決の効力発生)

第四十二条 裁決は、審判請求人(当該審判の請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第二項又は第三項(本案の裁決)の規定による裁決にあつては、審判請求人及び処分の相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、国税審判庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該国税審判庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 国税審判庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付することにより裁決の通知をしなければならない。

(裁決の拘束力)

第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

て三月を経過しても裁決がないとき。

第八十七条第二項中「異議申立て又は審査請求について決定又は裁決」を「異議申立て若しくは審査請求又は審判の請求について決定若しくは裁決又は裁決」に、「その決定又は裁決」を「その決定若しくは裁決又は裁決」に、「決定書又は裁決書」を「決定書若しくは裁決書又は裁決書」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。

3 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに係る第一項の抗告訴訟においては、前二項の規定にかかわらず、相手方当事者がまず証拠の申出をし、その後その訴えを提起した者が証拠の申出をするものとする。

一 第六十八条(重加算税)の規定による重加算税に係る賦課決定

二 所得税法第五十条(青色申告の承認の取消し)又は法人税法第二百七条(青色申告の承認の取消し)の規定による青色申告の承認の取消し

第八章第二節中第八十八条の次に次の一条を加える。

(法務大臣の指揮等の例外)

第八十八条の二 国税審判庁の裁決に係る訴訟については、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第六条(法務大臣の指揮等)の規定は、適用しない。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律による改正後の国税通則法第八十八条第三項の規定は、この法律の施行後に提起される同項の抗告訴訟について適用する。

(国税徴収法の一部改正)

6 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第二項中「審査請求又は同法」を「審査請求、国税審判法(昭和四十三年法律第号)第十四条第一項若しくは第二項(審判の請求の規定による審判の請求又は国税通則法」に改め、同項中「又は裁決」を「若しくは裁決又は裁決」に改める。

請求の規定による審判の請求又は国税通則法」に改め、同項中「あるのは」の下に「当該審判の請求については、「国税審判法第十四条第一項又は第五項から第九項まで(審判の請求の期間)の規定により審判の請求をする」とを加える。

第七十三條第一項各号列記以外の部分中「又は税関長」を「若しくは税関長又は国税審判庁」に改め、同条第二項中「又は裁決」を「若しくは裁決又は裁決」に改める。

(所得税法の一部改正)

7 所得税法の一部を次のように改正する。

第十九条中「決定」の下に「国税審判法(昭和四十三年法律第〇〇号)第十四条第一項若しくは第二項(審判の請求)の規定による審判の請求についての裁決」を加える。

(法人税法の一部改正)

8 法人税法の一部を次のように改正する。

第十九条中「決定」の下に「国税審判法(昭和四十三年法律第〇〇号)第十四条第一項若しくは第二項(審判の請求)の規定による審判の請求についての裁決」を加える。

(国家行政組織法の一部改正)

9 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「科学技術庁」を「科学技術庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

10 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「科学技術庁」を「科学技術庁」に改める。

第十八条の表中科学技術庁の項の次に次のように加える。

国税審判庁 国税審判法(昭和四十三年法律第号)

(大蔵省設置法の一部改正)

11 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号中「協議団以外の」を削る。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條 削除

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 削除

第四十九條第一項の表中「五一、一五一人」を「五〇、七〇六人」に、「六七、五〇六人」を「六七、〇六一人」に改める。

別表

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京地方国税審判庁	東京都	東京都 千代田区 神奈川府 山梨県
関東信越地方国税審判庁	東京都	埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県
大阪地方国税審判庁	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 滋賀県
札幌地方国税審判庁	札幌市	北海道
仙台地方国税審判庁	仙台市	宮城県 福島県 青森県 秋田県 山形県
名古屋地方国税審判庁	名古屋市	愛知県 静岡県 岐阜県 三重県
金沢地方国税審判庁	金沢市	石川県 福井県 富山県
広島地方国税審判庁	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
高松地方国税審判庁	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
福岡地方国税審判庁	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本地方国税審判庁	熊本市	熊本県 大分県 鹿儿岛県 宮崎県

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約七億円の見込みである。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願(第三九六〇号)(第四〇一三三)(第四〇五一号)

一、中小零細企業に対する融資制度に関する請願(第三九六一号)(第三九六八号)(第三九七一)(第三九九〇号)(第三九九六号)(第四〇〇五号)(第四〇一二号)(第四〇一九号)(第四〇二〇号)

一、国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(第三九六二号)(第三九六三三)(第三九六四号)(第三九六五号)(第三九六六号)(第三九六七号)(第三九七八号)(第三九八二二)(第三九八三三)(第三九八四四)(第三九八五五)(第三九八六六)(第三九八七七)(第三九八八八)(第三九八九九)(第四〇〇〇六号)(第四〇〇〇七号)(第四〇〇〇八号)(第四〇〇〇九号)(第四〇〇一〇号)(第四〇〇一一号)(第四〇〇一二号)(第四〇〇一三三)(第四〇〇一四四)(第四〇〇一五五)(第四〇〇一六六)(第四〇〇一七七)(第四〇〇一八八)(第四〇〇一九九)(第四〇〇二〇〇)

一、支那事変国債償還に関する請願(第四〇五二)(第四〇五八)

第三九六〇号 昭和四十三年四月十九日受理 音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区松虫通二ノ五二 伊東幾美外二百九十九名

紹介議員 大竹平八郎君 文化振興の立場からも、本国会において、美術展や国立劇場公演と同様に、音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃のための措置をすみやかに講ぜ

られたい。

理由

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃の請願は、前国会において採択され、内閣送付となり、さらに本国会における関係委員会等で、水田三喜男大蔵大臣から入場税の再検討が表明されている。米英、両国をはじめ、先進諸国では、これらの入場税を撤廃している。わが国においても美術関係は、昭和三十一年以来無税となり、また国立劇場主催の公演はすべて無税である。

第四〇一三三号 昭和四十三年四月二十二日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 熊本市神水町二八七 山根国一郎
外四百四十三名
紹介議員 國田 清充君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四〇五一号 昭和四十三年四月二十三日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 大阪府門真市大字上馬伏七七〇
森培子外二百九十九名
紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第三九六一号 昭和四十三年四月十九日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（五通）
請願者 北海道旭川市本町三丁目 成沢義郎外四十九名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三九六八号 昭和四十三年四月十九日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 愛媛県越智郡宮窪町余所国 村上静外八百四十九名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三九七一七号 昭和四十三年四月十九日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 千葉県船橋市前原町一ノ四九九国
鉄寮内 坂本光夫外六百四十名
紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三九九〇号 昭和四十三年四月二十日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（五通）
請願者 北海道上川郡神楽町南七西二 清水章外四十九名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三九六六号 昭和四十三年四月二十日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡大洗町二、七八八
住谷光一外五百五十九名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第四〇〇五号 昭和四十三年四月二十二日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 茨城県笠間市笠間二、七二二 柴田誠一外五百五十九名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第四〇一二号 昭和四十三年四月二十二日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（六通）
請願者 北海道旭川市春光町五区九条 石黒晃夫外五十九名
紹介議員 川村 清一君

第四〇一九号 昭和四十三年四月二十二日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 鳥取県米子市道楽町二丁目 安本幸子外四百九名
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第四〇二〇号 昭和四十三年四月二十二日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 兵庫県姫路市飾磨区中島六一二
南角宏外二百五十九名
紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三九六二二号 昭和四十三年四月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 北海道亀田郡七飯町字大沼二〇六
山田末五郎外百九十九名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五七二二号と同じである。

第三九六三三三号 昭和四十三年四月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市今泉町八二〇 佐藤富子外千十三名
紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一五七二二号と同じである。

第三九六四四号 昭和四十三年四月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二通）
請願者 大阪府岸和田市大工町二四六 射場すえ外百六十一名
紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一五七二二号と同じである。

十五通

請願者 新潟県西蒲原郡吉田町吉田五、七七 田中栄一外千三百六名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一五七二二号と同じである。

第三九六六六号 昭和四十三年四月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 広島県安芸郡瀬野川町字畑賀国立
畑賀養所内全日本国立医療労働組合広島地区協議会内 三浦厚子
外百一名
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五七二二号と同じである。

第三九六七七号 昭和四十三年四月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 長崎県佐賀郡浦町 羽崎和敏
外千三百六十九名
紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一五七二二号と同じである。

第三九七二二二号 昭和四十三年四月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（十八通）
請願者 千葉県習志野市藤崎町四ノ五三三
金子栄太外九百五十六名
紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一五七二二号と同じである。

第三九八二二二号 昭和四十三年四月二十日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（四通）
請願者 福岡県大牟田市八本町二〇四 川浪進二外千九十三名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一五七二二号と同じである。

第三九八三三三号 昭和四十三年四月二十日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（十四通）

請願者 神奈川県横須賀市池上町三、八五

九 小林正男外八百十八名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三九八四号 昭和四十三年四月二十日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二十七通）

請願者 新潟県高田市内南本町三丁目 金子

義兼外千三百九十三名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三九八五号 昭和四十三年四月二十日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 北海道函館市弥生町二ノ八 菊

地三代外二百二名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三九八六号 昭和四十三年四月二十日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 東京都中野区白鷺三ノ二ノ六ノ六

五二 佐藤治外七百十八名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三九八七号 昭和四十三年四月二十日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 広島県安芸郡瀬野川町字畑賀国立

煙草療養所内全日本国立医療労働

組合広島地区協議会内 安達六郎

外百三名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三九八八号 昭和四十三年四月二十日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（四通）

請願者 神奈川県川崎市末長一、三二二

鈴木吉外五百七十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三九八九号 昭和四十三年四月二十日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二通）

請願者 大阪府貝塚市海塚三七八 田端馨

外百九十名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇〇六号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（八通）

請願者 佐賀県武雄市武雄町内町 田代徳

次外千六百五十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇〇七号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（四十二通）

請願者 大阪府貝塚市名越二九一 村井守

外四千四百三十四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇〇八号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二通）

請願者 大阪府箕面市牧落三七八 辻口和

男外百九十九名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇〇九号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二通）

請願者 茨城県龍ヶ崎市長徳町二〇三 鈴

木英秀外三十九名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇一〇号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（四通）

請願者 岡山県津山市高尾六四八 川端恒

太外七百六十一名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇一一号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 北海道函館市船見町一ノ三 新井

田泰子外百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇一二号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（三通）

請願者 島根県出雲市今市町 大塚岩夫外

五百二名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇一二号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（五通）

請願者 熊本県菊池郡合志町栄三、七九六

右田フヨ外千三名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇二三号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二十八通）

請願者 東京都板橋区成増町三四六 中村

孝外千八百八十六名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇二四号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 東京都豊島区西巣鴨二ノ二、六〇

一 樋口清外八百三十一名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇三一号 昭和四十三年四月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（十九通）

請願者 千葉県君津郡袖ヶ浦町代宿八 佐

藤とよ子外十八名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇四五号 昭和四十三年四月二十三日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯本一ノ七全医労国

立花巻温泉病院支部内 砂子田正

入外四千九百七十九名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇四六号 昭和四十三年四月二十三日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（十九通）

請願者 長野市吉田押鐘二〇七ノ六 石井

敏光外千三百七名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇四七号 昭和四十三年四月二十三日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 高知県須崎市吾井郷乙五二二 大
野真代外百二十二名
紹介議員 大村禧八郎君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇四八号 昭和四十三年四月二十三日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（七
通）
請願者 徳島県麻植郡山川町 森内重信外
千十四名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇五三号 昭和四十三年四月二十三日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（四
通）
請願者 福岡市屋形原三五四 新村ユリ子
外七百五十五名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇五六号 昭和四十三年四月二十三日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（五
通）
請願者 名古屋市港区大手町四ノ三四 吉
沢勝治外千四百七十八名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇五二号 昭和四十三年四月二十三日受理
支那事变国債償還に関する請願
請願者 東京都保谷市富士町四ノ一八ノ一
七 横田豊治
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二一八九号と同じである。

第四〇五八号 昭和四十三年四月二十三日受理
支那事变国債償還に関する請願
請願者 福岡県行橋市大橋西町 中原寅蔵
外十九名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第二一八九号と同じである。

支那事变国債償還に関する請願
請願者 福岡県行橋市大橋西町 中原寅蔵
外十九名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第二一八九号と同じである。

支那事变国債償還に関する請願
請願者 福岡県行橋市大橋西町 中原寅蔵
外十九名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第二一八九号と同じである。

支那事变国債償還に関する請願
請願者 福岡県行橋市大橋西町 中原寅蔵
外十九名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第二一八九号と同じである。

支那事变国債償還に関する請願
請願者 福岡県行橋市大橋西町 中原寅蔵
外十九名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第二一八九号と同じである。

支那事变国債償還に関する請願
請願者 福岡県行橋市大橋西町 中原寅蔵
外十九名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第二一八九号と同じである。

第十五号中正誤

へし	段	行	誤	正
三	三	終わり	程全体	税全体
五	一	二	チネディ	ケネディ
五	一	終わり	くそ	くれ
六	一	二	産婦科	産婦人科
二	二	二	送定	選定
二	二	終わり	源泉	源泉
二	三	三	今後	今度
三	三	三	酒値段	酒の値段
三	四	八	果進で	果進で

第十六号中正誤

へし	段	行	誤	正
四	三	終わり	最低減	最低限
九	二	終わり	減税なんか税	減税も増税も
三	二	六	苦し	苦しい
四	三	終わり	ます、	ますが、

昭和四十三年五月十七日印刷

昭和四十三年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局